

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び大和郡山市契約規則（昭和 39 年大和郡山市規則第 8 号）第 3 条に基づき、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

大和郡山市長 上田 清

1. 契約担当部局

〒639-1132 大和郡山市高田町 3 4 7 番地 1

大和郡山市教育委員会 学校給食事務所 小学校給食センターあすなる

電話 0743-53-7800

FAX 0743-53-7802

E-Mail gakkokyu@city.yamatokoriyama.lg.jp

2. 入札に付する事項

- (1) 入札件名 大和郡山市小学校給食センターあすなる給食配送配膳等業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和 6 年 8 月 1 日から令和 1 1 年 7 月 3 1 日まで（5 年間）
- (4) 業務場所 大和郡山市小学校給食センターあすなる及び大和郡山市立小学校
- (5) 入札方法 5 年間の総額（消費税及び地方消費税額を含まない。）で入札に付する。
仕様書に基づき、入札者が算定した 5 年間の総額で、消費税及び地方消費税額を含まない金額を入札書に記載すること。入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した額を契約額とする。ただし、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3. 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づき、一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (2) 大和郡山市の令和 6 年度物品購入・委託業務等に係る業者登録において、登録がなされている者であること。
- (3) 入札公告日から過去 10 年以内に直接の受託者として、1 年間以上継続して公立学校の給食配送業務を履行した実績を有する者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること（大和郡山市内に本店支店を有する事業者にあつては、市民税の滞納もない者であること。）。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立
がなされている者（会社更生法にあつては更正手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (7) 本業務について、契約書及び仕様書等に基づき適切に実施できること。また、事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (8) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）の規定を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。
- (9) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。
- ①代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。
 - ②代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。
 - ③代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。
 - ④代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑤代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

4. 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1に同じ。ただし、入札説明書等必要書類は大和郡山市公式ホームページからダウンロードするものとする。

5. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和 6 年 4 月 8 日（月） 17 時 00 分
- (2) 提出場所 1 に同じ

6. 開札の日時及び場所等

(1) 開札の日時及び場所

令和 6 年 4 月 24 日（水） 10 : 00

〒639-1132 奈良県大和郡山市高田町 3 4 7 番地 1

大和郡山市小学校給食センターあすなる 2 階 研修室

(2) 入札書の提出方法

入札書を封筒に入れ、**書留郵便**で令和 6 年 4 月 23 日（火）17:00 までに**必着**とする。

- (3) 郵送方法は、**書留郵便**に限る。送付先は 1. に同じ。期日までに送達がない場合は失格となる。

7. 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の

記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8. 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 支払い条件
委託料は、令和6年9月分を初回として、月ごとに支払うものとする。年間の委託料の額を11ヶ月(8月分を除く。)で均等に分割した額で、端数は年度の初回の委託料の額で調整する。ただし、令和6年度、令和11年度については、年間の委託料の額をそれぞれ7ヶ月、4ヶ月で均等に分割した額とする。
- (6) 大和郡山市公契約条例に関する明示
 - ①この契約は、大和郡山市公契約条例(平成26年12月大和郡山市条例第21号)第2条に規定する公契約に該当する。
 - ②契約書には、「公契約約款特約条項」を添付する。
 - ③この契約の受託者となった者は、大和郡山市公契約条例、大和郡山市公契約条例施行規則(平成27年3月大和郡山市規則第9号)を遵守し、履行しなければならない。
- (7) 詳細は、仕様書による。